

# 緊急地震速報の先行的な利活用に関する手引き

平成18年6月8日  
気象庁地震火山部

## 1. はじめに

### (1) 緊急地震速報とは

緊急地震速報は、地震発生時に震源に近い観測点で得られた地震波を使って、震源、地震の規模及び各地の震度を秒単位という短時間で推定し、情報として発表するものであり、これを様々な伝達手段により、主要動（大きな揺れ）の到達前に利用者に提供されることを目指すものです。緊急地震速報には、震源に近い場所では情報の提供が間に合わないなどの様々な限界や課題がありますが、住民や事業者等の利用者が、これを活用して主要動が到達する前に身の安全を図ったり、企業の事業継続等のための適切な対策をとることで、地震被害の大幅な防止・軽減が可能となります。特に、東海地震、東南海・南海地震等の海溝型巨大地震に対しては、正確な震源域や地震の規模を必ずしも迅速に推定できないという課題はあるものの、迅速・確実な伝達や適切な利活用が図られれば、大きな減災効果を発揮することが期待されます。

### (2) 緊急地震速報の先行的な提供及びその目的

緊急地震速報は、適切に利活用することにより地震災害の軽減が期待されることから、最終的には広く国民に提供するものですが、緊急地震速報の特性や限界について国民に十分な理解が浸透していない現在の状況で提供を開始すると、混乱を生じることが懸念されます。このため、広く国民への提供については、これに向けた所要の検討を行うとともに、この検討結果を踏まえた十分な周知・広報活動を進めた上で、その開始時期を判断することとします。一方、現時点においても混乱を生じることなく、適切な利活用が可能な分野については、ユーザーの利活用に関する技術開発を促進することや、地震災害を少しでも軽減するという観点から、先行的に緊急地震速報の提供を開始することとします。

### (3) 先行的に提供する緊急地震速報の内容

先行的に提供する緊急地震速報は、別紙1の「緊急地震速報の概要と技術的限界」に示すとおり、ひとつの地震に対し数十秒の間に数次にわたり（5～10回程度）発信されます。また、発信基準は、推定されるマグニチュード3.5以上

または推定される最大震度3以上、もしくはどこかの観測点で100gal以上の揺れを観測した場合です。

#### (4) 先行的に情報提供を行う範囲

緊急地震速報の先行的な提供を行う範囲は、「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」中間報告（以下「中間報告」という。）における提言のとおりとします。

具体的には、以下のア、イの要件に該当する者（同様の目的で当該者から二次的に緊急地震速報の提供を受ける関連会社等を含む。）であって、かつ下記の要件を満たす場合です。なお、これに該当しない場合でも、もっぱら先行的な活用を行う分野の利用者向けに提供することを目的として緊急地震速報の提供を受ける場合、広く国民への情報提供の開始に備え、事業者がそれらの利用者へ二次的に提供を行うためのシステム開発等を行う場合、放送事業者が迅速な情報伝達のための体制を整える場合、といったように、その活用が当該事業者等又は先行的な活用を行う分野の利用者の内部にとどまり、緊急地震速報による混乱を生じるおそれがない場合については、当該事業者等に対する先行的な提供は可能です。

ア 自らがその事業等のために管理する設備等について、緊急地震速報を活用して、もっぱら制御を行うもの

イ 自らがその事業等のために管理する施設等について、自らの事業等に係る施設等管理者、防災担当者その他の従業員等（緊急地震速報の伝達を受けたことを契機とした行動が特定されており、かつ、緊急地震速報について不特定多数の者に二次的に伝わるおそれのない状況にある者に限る。）に緊急地震速報を伝達することにより、もっぱら迅速に当該施設等における安全の確保を図る者

当該利用者（上記ア又はイの要件に該当する者をいう。以下同じ。）及び情報活用の目的を達成するために当該利用者から情報の伝達を受ける者（以下「被伝達者」という。）が緊急地震速報の特性や限界、適切な利活用方法等を十分に理解し、かつ当該利用者の責任において被伝達者に対して緊急地震速報の利活用に係る十分な訓練が行われていること。

#### (5) 緊急地震速報の先行的な利活用に当たっての留意事項

緊急地震速報の先行的な利活用に当たっては、緊急地震速報を混乱なく、有効に活用するため、以下の点に留意することが必要です。

#### ア) 緊急地震速報利用マニュアルの作成

緊急地震速報の先行的な活用を行う利用者においては、緊急地震速報の適正な利用を図るため、自主的に事前に利用に係るマニュアルの作成に努めることが必要です。マニュアル作成の基本的考え方について、別紙 2 に示します。

#### イ) 教育・訓練の実施

緊急地震速報の適切な利用を図るためには、緊急地震速報の特性や限界も含めた速報についての知識や、緊急地震速報を利用した適切な制御、操作及び防災活動に関する教育・訓練の実施が不可欠です。なお、このことは、別紙 2 の「緊急地震速報利用マニュアル作成の手引き」にも記載されています。

#### ウ) 二次的な伝達の制限

先行的な活用を行う利用者及び被伝達者からそれ以外の者（上記 1（4）で先行的な提供ができるとした者以外の者）への二次的な伝達については、広く一般への提供に当たって、情報提供のあり方の検討や緊急地震速報の特性や限界等に係る十分な周知をはじめとして、さまざまな課題の解決が必要であることにかんがみ、広く一般への緊急地震速報の提供開始時までには行わないこととします。

この二次的な伝達の制限については、気象庁が関係機関の協力を得て、その旨の趣旨も含めて周知・広報を行っているところですが、先行的な活用を行う利用者においても施設等の利用者の理解を得ることができるよう周知・広報に努めて頂くようお願いいたします。

#### （6） 緊急地震速報の先行的な提供の方法

緊急地震速報の先行的な提供は、（財）気象業務支援センター（以下「支援センター」という。）から行います。支援センターから情報の提供を受けた事業者等が、上記 1（5）ウに抵触しない範囲において、第三者へ二次的に情報提供を行うことは可能ですが、その場合は、二次的な提供先をあらかじめ気象庁に提出するとともに、その情報提供を受ける者についても（再々提供等が行われる場合などはその情報の提供を受けるすべての利用者を含む）、上記の留意事項を遵守させるようにする必要があります。

## 2 . 緊急地震速報の先行的な提供を受けるために

### ( 1 ) 緊急地震速報の先行的な提供を受けるための手続き

緊急地震速報については、平成18年8月1日から、先行的な提供を開始しますが、1(4)で記載したとおり先行的な情報提供を受けるためには、情報利用の目的等が一定の条件を満たすことが必要です。このため、事前に気象庁において、情報利用の目的、教育・訓練等の状況・計画等についての確認を行います。確認にあたっては、支援センターから直接緊急地震速報の配信を受ける事業者等だけではなく、当該事業者が緊急地震速報の再提供を行う場合は、その再提供を受けるもの(その再提供を受けるものがさらに再々提供を行う場合は、その再々提供を受けるものを含む。以下同じ)も含めて行います。

なお、この手続きは、広く一般への緊急地震速報の提供が行われるまでの間の暫定的な措置であり、広く一般への情報提供が開始された以降は、確認手続きは行いません。

### ( 2 ) 先行的な提供を受けるまでの手続きの流れ

緊急地震速報の先行的な提供を受けるまでの手続きの流れは、図1のとおりです。

### ( 3 ) 事前確認手続きに必要な書類

緊急地震速報の先行的な提供を受けるにあたっての事前の確認手続きには、以下の書類が必要です。提供希望者は必要事項を記入し、添付書類を添えて、気象庁地震火山部管理課まで提出して下さい。

緊急地震速提供に関する事前確認依頼書(別記、第一号様式)

緊急地震速報提供先リスト(別記、第三号様式:再提供先、再々提供先等、直接、間接を問わず、すべての提供先を含む。第三者に提供を行わない場合は不要。)

緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項(別記、第二号様式:提供先リストに記載したすべての者の確認事項を取りまとめて提出して下さい)

### ( 4 ) 確認事項の変更に関する手続き

緊急地震速報の先行的な提供についての事前確認手続きを受けた事項について、新たに再提供を開始したり、再提供先も含めてその利用目的に変更が生じるなどの変更が生じる場合には、当該事項について改めて確認のための書類を提出して下さい。

このときに必要な書類は以下のとおりです。

緊急地震速報提供に関する変更確認依頼書（別記、第四号様式）

緊急地震速報提供先リスト及び提供先に係る緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項（別記、第二号様式；再提供に係る変更がある場合に限る。）

（５）その他

確認のために提出していただいた確認事項については、気象庁で整理し、緊急地震速報の利活用実態の把握のために使用させていただきます。当面の間、これをもとに、緊急地震速報の利用状況に関するアンケート調査等を実施させていただく予定ですので、ご了解下さい。

（参考）

表 作成する書類と提出先

		作成する書類	提出先及び提出書類
支援センターから直接配信を受ける者	第三者に情報提供を行う者	緊急地震速報提供に関する事前(変更)確認依頼書 緊急地震速報提供先リスト 緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項	提出先：気象庁 提出書類：作成した書類（左記の書類）、 情報提供先の機関から提出された書類
	第三者に情報提供を行わない者	緊急地震速報提供に関する事前(変更)確認依頼書 緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項	提出先：気象庁 提出書類：作成した書類（左記の書類）
支援センターから他の事業者等を経由して配信を受ける者	第三者に情報提供を行う者	緊急地震速報提供先リスト 緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項	提出先：情報の配信を受ける事業者等 提出書類：作成した書類（左記の書類）、 情報提供先の機関から提出された書類
	第三者に情報提供を行わない者	緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項	提出先：情報の配信を受ける事業者等 提出書類：作成した書類（左記の書類）

### 3. 緊急地震速報の先行的な提供に関する確認方法

緊急地震速報の先行的な提供が可能かどうかについての確認については、以下の基準により行います。

#### (1) 緊急地震速報利用の目的

緊急地震速報の利用の目的が、以下の ~ のいずれか（複数可）に該当すること、

自らがその事業等のために管理する設備等について、緊急地震速報を利用した制御を行うこと

自らがその事業等のために管理する施設等について、自らの事業等に係る施設等管理者、防災担当者その他の従業員等（緊急地震速報の伝達を受けたことを契機とした行動が特定されており、かつ、緊急地震速報について不特定多数の者に二次的に伝わるおそれのない状況にある者に限る。）に緊急地震速報を伝達することにより、もっぱら迅速に当該施設等における安全の確保を図ること

及び の目的で利用するための事前準備として、緊急地震速報の特性・限界等の把握、利用システムの開発等を行うこと

広く国民への情報提供の開始に備え、それらへの提供を行うためのシステム開発等を行うこと

防災関係機関、放送事業者等が迅速な情報伝達のための体制を整えるなど、防災対策の早期立ち上がりを利用すること（ただし、その活用が当該事業者等又は先行的な活用を行う分野の利用者の内部にとどまり、緊急地震速報よる混乱を生じるおそれがないような活用方法に限る。）

もっぱら上記 ~ を目的として緊急地震速報を利用する利用者に対し緊急地震速報を提供すること

#### (2) 禁止事項

広く一般への提供が開始されるまでの間は、以下の利用方法に該当する場合は、提供出来ません（このような利用法が成された場合は、先行的な提供を取りやめる場合があります）。

テレビ・ラジオで放送すること

市町村防災行政無線による住民へ伝達すること

百貨店・劇場等の集客施設における館内放送、駅のホームやコンコース、ホテルのロビー等不特定多数の者が集まる場における館内放送に利用すること

学校において児童・生徒に伝達すること

携帯電話メールやインターネット等を利用して個人契約者に対して伝達すること

マンション等の家庭との契約により各家庭へ音声で報知すること

その他、不特定多数の者へ伝達すること

( 3 ) 緊急地震速報に関する理解

中間報告を熟読し、その内容について理解をしていること。

( 4 ) 緊急地震速報に関する教育・訓練

緊急地震速報の適切な利用のため、緊急地震速報を伝達するすべての従業員等の教育・訓練を十分に行うこと。

( 5 ) 緊急地震速報利用のマニュアルの作成

緊急地震速報の適切な利用のための、利用マニュアルを作成していること。

具体的な利活用を行わない場合はこの限りではない。

( 6 ) 再提供先に係る事項

再提供を行う場合には、再提供先のすべてが、上記( 1 ) ~ ( 5 ) の要件を満たすこと。

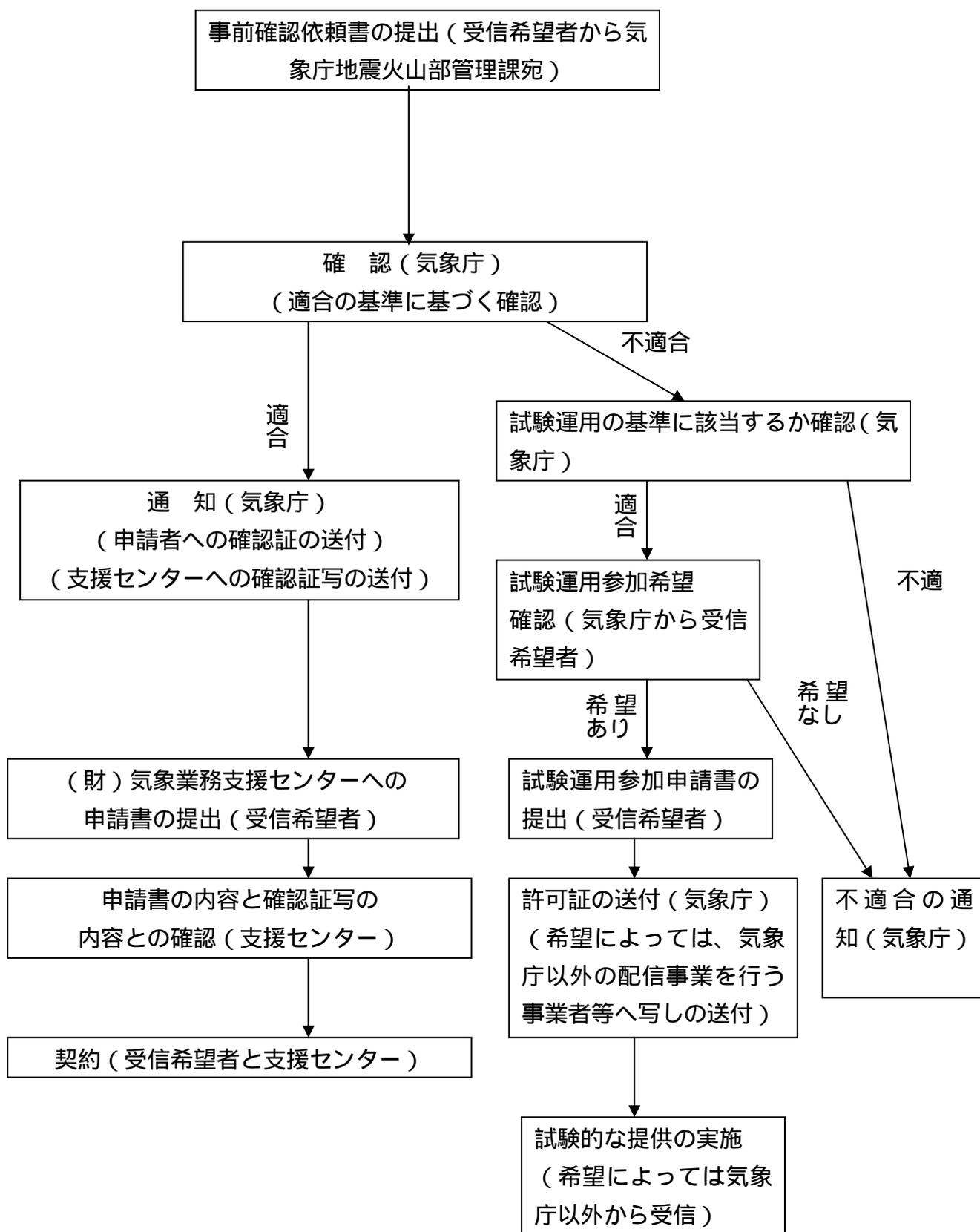


図1 先行的な情報提供に係る確認手続きのフローチャート

## 緊急地震速報の概要と技術的境界

### 1. 緊急地震速報の原理・情報内容

- (1) 緊急地震速報は、震源に最も近い観測点で地震波を捉え、これから直ちに震源及び地震の規模（マグニチュード）並びに各地での大きな揺れ（主要動）の到達時刻及び揺れの大きさ（震度）を推定し、主要動が到達する前に情報を提供して地震災害の防止・軽減に資することを目的とする情報である。
- (2) 緊急地震速報は地震波が各観測点に伝わっている間にそのデータを得て作成される情報であり、地震波がより多くの観測点に伝わるに従って震源やマグニチュードの推定を繰り返す。このため基本的に時間とともに精度が向上する情報であり、地震を検知してから数秒～1分程度の間回数（5～10回程度）の情報を作成する。
- (3) 緊急地震速報の内容は、震源及びマグニチュード並びに主要動到達予測時刻及び震度の推定値である。
- (4) 震度の推定にあたっては、まずマグニチュードと地震の断層長との統計的な関係式を用いて、震源を中心とした震源域の広がり仮定する。これを用いて、震度の推定を行う各地点から断層（震源域）までの距離を幅をもって推定し、さらに震源からの距離が遠くなるに従って震度が小さくなるという関係に基づいて各地の震度の推定を行う。

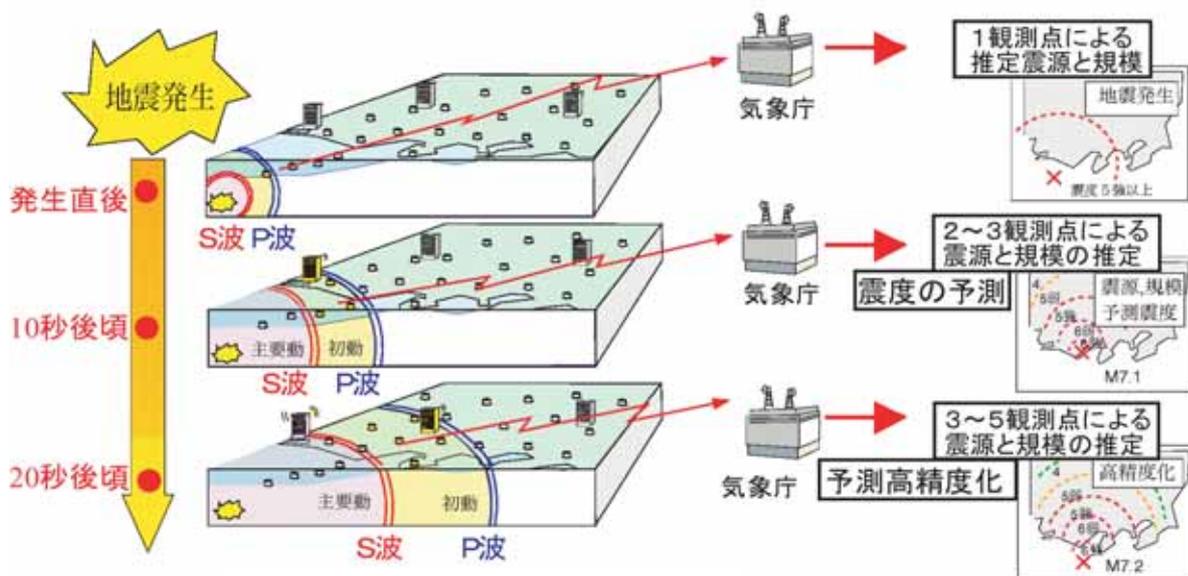


図1 緊急地震速報の原理

## 2. 緊急地震速報発信の基準、更新の条件

平成18年3月現在、試験運用で提供している緊急地震速報の発信及び更新条件は以下のとおりである。

### (1) 緊急地震速報の発信条件

ア 気象庁の多機能型地震計が設置されているいずれかの観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。

イ 解析の結果、マグニチュードが3.5以上、または最大震度が3以上と推定された場合。

### (2) 緊急地震速報の更新条件

ア 内陸の地震で、震源、マグニチュードまたは最大震度の推定値の変化が以下のいずれかの条件を満たした場合は情報を更新する。

(ア) 緯度または経度 : 0.2度以上

(イ) 深さ : 20km以上

(ウ) マグニチュード : +0.5以上あるいは-1.0以上

(エ) 最大震度(計測震度): +0.5以上あるいは-1.0以上

イ 海域の地震で、震源、マグニチュードまたは最大震度の推定値の変化が以下のいずれかの条件を満たした場合は情報を更新する。

(ア) 緯度または経度 : 0.4度以上

(イ) 深さ : 40km以上

(ウ) マグニチュード : +0.5以上あるいは-1.0以上

(エ) 最大震度(計測震度): +0.5以上あるいは-1.0以上

ウ 処理に用いた手法や観測点数が変化した場合は情報を更新する。

エ 上記、ア～ウの更新条件にかかわらず、緊急地震速報の処理開始から一定時間毎(処理開始から10秒後、30秒後、50秒後…)に情報を更新する。

オ 最初の地震波の検出からマグニチュードに応じた時間(マグニチュードが大きい程長くなる)が経過し、ほぼ精度が安定したと考えられるタイミングで最終報としてその時点での最新の処理結果を発信する。

## 3. 緊急地震速報の技術的限界

### (1) 情報提供から主要動到達までの猶予時間

緊急地震速報は主要動が到達する前に情報を提供し地震災害の防止・軽減に資することを目的とする情報であるが、震源直上(震央)

---

緊急地震速報を提供するための特別な機能を有する地震計で、全国約200箇所に設置。

やその周辺では、情報の提供から主要動到達までの時間が短く、特に内陸の浅い地震の場合、震央付近では情報の提供が主要動の到達に間に合わないことが多い。一方、内陸の地震であっても震源が深い場合や海域で発生する地震については、震源に最も近い陸上の地点でも、情報の提供が主要動の到達に間に合う可能性が高い。

例えば、

内陸の浅い場所（深さ10km）で発生する地震では、震央から10km離れた観測点で地震波を捉え、その5秒後に緊急地震速報を提供したと仮定した場合、震央から半径約25km以内の地域においては、情報の提供が主要動到達後となる。

一方、内陸の深い場所（深さ60km）で発生する地震では、同様に震央から10km離れた観測点で地震波を捉え、その5秒後に緊急地震速報を提供したと仮定した場合、震央でも主要動到達の約1秒前に情報が提供される。

さらに、海域（沿岸から50km、深さ40km）で発生する地震では、震源に最も近い陸上にある観測点で地震波を捉え、その5秒後に緊急地震速報を提供したと仮定した場合、震源に最も近い陸上の地点でも主要動到達の約1～2秒前に情報が提供される。

## （2）震源・マグニチュード・震度の推定

緊急地震速報は短時間の間に得られた観測データから推定を行うため、その推定精度には限界がある。特に以下の場合には誤差が大きくなることがある。

ア 一般的に地震観測網から遠く離れた場所で発生する地震の震源やマグニチュードを精度良く求めることは困難である。このため緊急地震速報においても、地震観測網から100km程度以遠で発生する地震では、震源やマグニチュードの推定値の誤差が大きくなる可能性がある。

イ マグニチュードが大きくなるほど、地震断層面におけるずれ破壊の開始から終了までの時間が長くなる（マグニチュード6で約3秒、マグニチュード7で約10秒、マグニチュード8以上では数十秒以上）ことから、一般的にマグニチュードを精度良く推定するためには、マグニチュードが大きな地震ほど長い時間が必要となる。緊急地震速報では地震断層面の破壊開始の初期段階で得られるデータから精度よくマグニチュードを求めるための推定式を用いているが、その推定精度には限界があり、マグニチュードが大きな地震ほど、誤差が大きくなる可能性がある。

ウ 震度の推定値は、震源からの距離、マグニチュード、地盤増幅度のデータ等に基づく経験式から求めているが、その精度には限界がある。

また、断層長の影響についても考慮し精度を向上させることとしているが、規模の大きな地震になるとアスペリティ（断層面上の強度の大きい部分で、大きな揺れを励起する場所）の影響が大きくなり、地震による揺れの分布は、震源域からの距離だけではなく、アスペリティの位置や大きさにも左右される。

このことから、特にアスペリティの位置が震源と大きく離れている場合には正確な震度分布の推定が困難である。

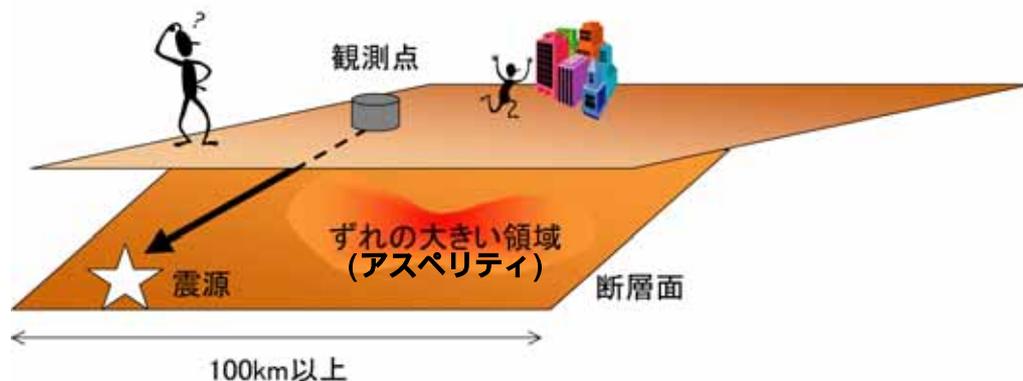


図2 大きな地震では正確な震度の推定が難しくなる

エ 深発地震（深さ100km程度より深い場所で発生する地震）では沈み込むプレートに沿って地震波が伝わりやすいという性質が顕著に現れるので、震源の直上より震源から離れた場所で揺れが大きくなることもある(異常震域)。また、現在、震度の推定に用いている経験式を深発地震に適用すると、実際よりも大きく計算されるなどの問題もあり、深発地震では正確な震度の推定は困難である。

なお、緊急地震速報の1あるいは2観測点を使った段階の震源の推定では、深発地震であっても常に震源の深さを10kmに仮定して震度を推定するので、この場合も震度の推定に大きな誤差が発生することがある。

### (3) 複数同時地震への対応

現在採用しているアルゴリズムでは、複数の地震が時間的に近接して発生した場合でも、各々の地震を適切に区別できるような工夫を行っているが、複数の地震が時間的だけでなく距離的にも近接して発生した場合には、これらを適切に認識し、各々の地震を区別す

ることは困難である。このため、このような場合は的確な情報の提供ができないことがある。



図3 技術的に誤差が大きくなりやすい事例

#### (4) 誤報

緊急地震速報は様々な手法を用いてノイズの除去を行っているが1観測点のみのデータを使っている段階の情報では、除去しきれないノイズのために、地震が発生したと誤って認識し情報を発信する可能性がある。

なお、ある観測点で地震を検知して緊急地震速報を発表した場合で、引き続き他の観測点で地震が検知されないときには、数秒～10数秒程度でキャンセル報を発信する。ただし島嶼部等の観測点密度の低い地域で地震が発生した場合は、キャンセル報の発信までに30秒程度かかる場合がある。



地震計への何らかの強い振動入力や機器故障により誤報を発信する可能性がある。この場合10数秒後にキャンセル報を発信する

図4 誤報を発信する可能性がある事例

#### ( 5 ) 障害・メンテナンス

障害や保守の実施等で、ある観測点の利用を一時的に中断している際にその観測点の近傍で地震が発生した場合は、情報の提供が遅れたり、その精度が悪くなる場合がある。

## 緊急地震速報利用マニュアルの作成等について

緊急地震速報は、情報の特性や限界をよく理解した上で利用することにより、減災効果を高めるとともに混乱や事故などを防ぐことが期待される。このため、特定利用者が緊急地震速報を利用するにあたっては、各事業者の責任において利用方法等を定める緊急地震速報利用マニュアル（以下「利用マニュアル」という。）を作成し効果的な利用を図ることが望ましい。

別添に利用マニュアル作成の手引を示す。

なお、緊急地震速報の利用については、利用者毎に多様な方法が想定されるところ、その利用及び利用マニュアルの策定については各事業者の責任において行うべきであるものの、緊急地震速報を利用した制御の基準等については、利用業種ごとに共通事項も多く、連携して検討することが望ましいと考えられることから、業種ごとに「緊急地震速報利用マニュアル作成ガイドライン」を作成することも期待される。

(別添)

## 緊急地震速報利用マニュアル作成の手引

### 1. 緊急地震速報の活用方策(制御等の方法、基準)

緊急地震速報を利用した制御等の方法・手順、及び利用目的(制御・周知等)ごとに、制御等を行う基準(揺れの強さ、信頼度、精度の基準等)について記載する。

なお、活用方策の策定に当たっては、緊急地震速報には、その原理上、主要動の到達に間に合わない場合があること、予測震度等の誤差があること、誤報(落雷等地震以外の原因で発信される緊急地震速報)のおそれがあること等といった技術的限界があることを前提とする必要がある。

#### (制御等の方法・手順の例)

自動制御を行う場合

制御システムの基本的な動作

手動での制御を行う場合

情報を受信、確認して操作を行うまでの一連の手順

従業員等に伝達し、危険回避等の行動をとる場合

従業員等への情報伝達方法(パトランプの点灯、サイレン・音声の館内放送等)、情報を確認した従業員等の行動指針

#### (制御等を行う基準の例)

揺れの強さの基準

震度 以上 等

信頼度、精度の基準

第1報から利用、2点以上の観測点のデータで作成された情報を利用 等

### 2. 制御等を実施後の連絡、周知

緊急地震速報の利用形態等に応じ、緊急地震速報を利用した制御等を行った場合の、防災担当者、システム担当者等への連絡手順等について必要に応じ記載する。

また、交通・輸送機関の制御等を行った場合の、事後の利用客等への制御を行った理由の周知方法を記載する。

### 3．障害時の対応等

緊急地震速報の利用システムや情報受信回線等に異常が発生した場合の復旧方法や、障害が発生した場合の対応（障害を確認した者から担当者への連絡、障害箇所の切り分け、保守管理業者への連絡等）等について記載する。

### 4．日常の保守・点検

緊急地震速報利用システムの常時安定稼働を確保するため、緊急地震速報の利用システムや情報受信回線等に異常がないことの常時または定時の確認方法・体制について記載する。

### 5．教育・訓練

緊急地震速報を適切に利用するためには、緊急地震速報の知識や緊急地震速報を利用した適切な制御、操作及び防災活動に関する教育・研修・訓練を実施する必要があることから、これらの教育・研修・訓練の実施方法について記載する。

### 6．緊急地震速報の利活用についての周知・広報

緊急地震速報を利用した制御等により、特定利用者以外の部外者に影響を与える場合は、必要に応じ、緊急地震速報を利用した制御を行っている旨の周知・広報の方法について記載する。

### 7．技術的資料

緊急地震速報の流れ（情報受信ルート）、緊急地震速報の利用システムの構成・概要について記載する。

また、緊急地震速報を利用した制御等を行うに当たって、理解しておくべき緊急地震速報の特徴と限界について記載する。必要に応じ、附録として、気象庁が緊急地震速報を発信するに当たって利用しているデータ処理手法等に関する技術的資料等も添付する。

基本的に気象庁において作成した緊急地震速報の原理等に関する資料及び情報の提供実績等から作成される精度評価資料を基に作成する。

第一号様式

## 緊急地震速報提供に関する事前確認依頼書

平成 18 年 月 日

気象庁地震火山部長 殿

株式会社  
代表取締役社長



緊急地震速報の特性・限界等を理解し、利用に当たって十分な教育・訓練するとともに、別紙確認事項に記載する目的以外に緊急地震速報を利用する等して混乱を生じることのないよう十分注意することを条件に、財団法人 気象業務支援センターから緊急地震速報の提供を受けたいので、「緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項」について確認をお願いします。

## 第二号様式

### 緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項

1．緊急地震速報受信希望者の名称及び代表者氏名、所在地

名 称

代表者氏名

所 在 地

2．緊急地震速報利用の目的（具体的に記載してください。事業所以外で利用される場合は、その旨を明記して下さい。なお、情報提供仲介者を介しての家庭での利用は認めていません。）

3．緊急地震速報の入手もと（受信契約先）

（支援センターから直接受信する場合は「(財)気象業務支援センター」、支援センターから配信された情報の再配信を受ける場合は、提供を受ける配信事業者名を記載してください。）

（財）気象業務支援センター、 株式会社、 協会 等

4．緊急地震速報に関する理解について

（緊急地震速報の適切な利用に当たって必要な事項についての理解）

（1）緊急地震速報には技術的限界（提供が強い揺れの到達に間に合わないことがある、震度の推定には誤差がある、誤報もありうるなど）があること

理解している ・ 理解していない

（2）緊急地震速報の利用方法については、技術的限界も踏まえて検討／決定する必要があること

理解している ・ 理解していない

（3）緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の伝達を受ける方に対する教育や情報利用に係る訓練が必要であること

理解している ・ 理解していない

(4) 緊急地震速報の特性、限界、適切な利活用方策を理解していない者に緊急地震速報を提供した場合には、混乱や事故が発生する可能性があること

理解している ・ 理解していない

(5) 広く一般に対する緊急地震速報の提供が開始されるまでは、先行的な活用のために提供を認められた者以外の者に対して、二次的な提供を行うことは望ましくないこと

理解している ・ 理解していない

(6) 緊急地震速報の先行的な活用を行うことを目的とした二次的な提供を行うに当たっては、提供先に対しても上記(1)～(5)の事項について理解させる必要があること

理解している ・ 理解していない

5. 緊急地震速報利用マニュアル作成の予定

既に作成 / 今後作成の予定 ( 予定時期 ) / 予定なし ( 理由を明記 )

6. 緊急地震速報利用に係る教育・訓練の計画

( 対象者・内容・頻度等、具体的に記載してください。 )

( 教育・訓練の対象者が全員でない場合は、その理由を明記してください。 )

7. 第三者への提供の有無 ( 有りの場合は、提供先リスト、及び各提供先 ( 再々提供がある場合は再々提供先も含む ) の「緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項」を取りまとめて添付してください。 )

有 ・ 無 ・ 現在は無いが今後予定

平成 18 年 月 日

名 称

代表者氏名

印



第四号様式

緊急地震速報提供に関する変更確認依頼書

平成 18 年 月 日

気象庁地震火山部長 殿

株式会社  
代表取締役社長



平成 18 年 月 日気地第 号で確認を受けました事項について、下記のとおり変更  
がありますので、下記のとおり変更申請します。

記

1. 申請者の名称及び代表者氏名、住所

名 称

代表者氏名

住 所

2. 変更の内容

( 変更項目について記載する )

( 第三者への提供に係る変更の場合については、緊急地震速報提供先リスト及び  
変更した提供先に係る「緊急地震速報の先行的な提供に関する確認事項」を添  
付すること )